

京都市老人福祉センター内自動販売機設置事業者募集要項（再公募）

京都市が設置する老人福祉センターにおいて、自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者等の利便性向上に資することや、市有財産の有効活用により、財源確保を図り市民サービスの向上を進めていくことを目的として、老人福祉センターに自動販売機を設置します。

2 設置場所等

施設名：京都市南老人福祉センター

設置台数：1

※注 具体的な設置場所は、仕様書で確認してください。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶及びペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、水、茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

なお、販売する清涼飲料水の商品は、設置する老人福祉センターの運営者と協議して決定してください。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）を上回らない価格としてください。

なお、具体的な販売価格については、事業者が設置する老人福祉センターの運営者と協議して決定してください。

4 設置機種等（詳細は仕様書のとおり）

(1) インドア型（缶、ペットボトル式）又はアウトドア型（缶、ペットボトル式）の飲料用自動販売機としてください。

(2) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(3) 環境に配慮したものとしてください。

(4) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理等

事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空き容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

6 応募資格要件

仕様書のとおり

7 設置期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日までの11箇月間とします。

なお、令和4年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを条件として、最長2年を限度に

引き続き使用許可を更新します。

8 申込手続等

(1) 応募方法

郵送又は持参による申込

(2) 受付期間及び受付時間

令和3年3月12日（金）から令和3年3月26日（金）まで（郵送の場合は必着，持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。）

9 質問及び回答

(1) 質問

質問は，電子メール又は持参により，以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間及び受付時間

令和3年3月12日（金）から令和3年3月18日（木）午後5時まで（ただし，持参の場合は，平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。）

イ 電子メールの送信先

kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

（京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課）

ウ 持参の場合の提出先

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

(2) 回答

令和3年3月22日（月）に京都市情報館の高齢者福祉のホームページ

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/42-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) で回答します。

なお，本事業の実施に関係がないと判断した質問にはお答えしませんので，予め御了承ください。

10 事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で，最も高い金額を提示した応募者を事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和3年3月31日（水）

(3) 決定後の通知及び公表

決定した事業者には文書で通知します。また，応募及び決定状況については，決定予定日の翌日に京都市情報館の高齢者福祉のホームページ

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/42-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) において公表します。

（問合せ先）

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（担当：照沼，^{オニシ}鬼石）

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡65 京都朝日ビル4階

TEL 075-222-3419 FAX 075-222-3416